

全額免除	身体障害者、知的障害者、精神障害者のかたがいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	<p>以下の障害者のかたが世帯主で受信契約者の場合</p> <p>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちのかた</p> <p>身体障害者手帳をお持ちで重度(1級・2級)のかた</p> <p>療育手帳をお持ちのかたで重度(㊤、A)のかた</p> <p>精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされたかた</p> <p>精神障害者保健福祉手帳をお持ちで重度(1級)のかた</p> <p>戦傷病者手帳お持ちで障害程度が特別項症から第1款症のかた</p>